

熊本県公報

第 1 1 3 0 7 号
平成 17 年 9 月 2 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更..... (道路総務課) 1
- 財団法人消防試験研究センターの主たる事務所の所在地の変更の届出 (防災消防課) 1
- " " (") 2
- 平成 18 年度老人福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要領..... (高齢者支援総室) 2

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出..... (商工政策課) 3
- " " (") 3
- " " (") 4
- " " (") 4
- " " (") 5
- 地籍調査成果の認証..... (農村整備課) 5
- 土木積算システム用サーバ及び電子納品ライセンス管理サーバの借入に係る一般競争入札の実施..... (土木技術管理室) 6
- 県営土地改良事業の工事完了..... (農村計画課) 8
- 換地計画の決定及び公告・縦覧..... (農地建設課) 8

登 載 依 頼

- 第 2 回熊本県労働行政プラン検討委員会の開催..... (労働雇用課) 8
- 天草地域保健医療推進協議会の開催..... (地域医療推進課) 8
- 天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催..... (") 9
- 個人演説会の指定施設を取り消した旨の告示..... (選挙管理委員会) 9
- 個人演説会の指定施設を指定した旨の告示..... (") 9
- 第 7 回熊本県県立高等学校教育整備推進協議会の開催..... (高校教育課) 10

告 示

熊本県告示第 1053 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 9 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 9 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	瀬 田 熊 本 線	熊本市下南部三丁目 同 所	前	7.2 ～ 10.2	40.0	単橋改
			後	7.8 ～ 17.2		

2 区域変更する期日 平成 17 年 9 月 2 日

熊本県告示第 1054 号

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 8 第 2 項の規定により指定試験機関の主な

る事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月2日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 指定試験機関の名称
財団法人消防試験研究センター
- 2 変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関一丁目4番2号
- 3 変更の年月日
平成17年8月1日

熊本県告示第1055号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第4項において準用する同法第13条の8第2項の規定により指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第17条の9第4項において準用する同法第13条の8第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月2日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 指定試験機関の名称
財団法人消防試験研究センター
- 2 変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関一丁目4番2号
- 3 変更の年月日
平成17年8月1日

熊本県告示第1055号の2

平成18年度老人福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項を次のように定める。

平成17年9月2日

熊本県知事 潮谷 義子

平成18年度老人福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本県が所管する特別養護老人ホーム及び併設される老人ショートステイ用居室、介護老人保健施設、養護老人ホーム及び併設される老人ショートステイ用居室並びにケアハウス（以下「老人福祉施設等」という。）の適切な整備を図るため、当該施設の創設又は増築若しくは改築・改修等に係る事前協議書の提出に関する事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要項が対象とする事業は、平成18年度に実施する事業であって別表に定めるものとする。

(事前協議書の提出期限)

第3条 老人福祉施設等に係る別表の事業を行おうとする者は、平成17年10月7日（金）午後5時までに事前協議書を知事に提出しなければならない。

(提出書類)

第4条 前条の事前協議書の記載事項及び添付書類は、次のとおりとする。

(1) 法人に関する事項

ア 名称、所在地並びに代表者及び役員（新たに法人を設立する場合は就任予定者）の履歴

イ 過去2年度の決算状況（新たに法人を設立する場合は、設立代表者並びに建設資金及び償還資金の贈与予定者が営む事業の決算状況）

ウ 当該事業開始年度以降2事業年度の収支見込み

エ 過去2年度の監査又は実地指導の指摘事項及び対応状況（新設法人は除く。）

オ その他知事が必要と認める事項

(2) 社会福祉施設等に関する事項

ア 施設の種類、名称、入所定員、利用定員及び運営方針

イ 当該事業の必要性

ウ 当該事業予定地の土地及び建物の状況（公図及び登記事項証明書の写し、見取り図並びに現況写真）

エ 当該事業に係る資金計画及び償還計画並びに当該事業に係る建設資金及び償還資金の贈与予定者の所得証明、資産証明、納税証明、預貯金及び負債の状況に係る証明書類

オ 新たに施設を設置する場合は、施設長又は管理者及び主要な役職員の履歴

カ 当該事業地を所管する市町村長の意見書

キ その他知事が必要と認める書類

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

別表

施設種別	整備種別	事前協議書提出の対象
特別養護老人ホーム及び併設される老人ショートステイ用居室	創設	県の補助金を受けて行う事業及び自己資金（法人の場合、寄付金及び借入金）のみで行う事業
	定員増を伴う増築	
	定員増を伴わない改築・改修	県の補助金を受けて行う事業
介護老人保健施設	創設	県の補助金を受けて行う事業及び自己資金（法人の資金、寄付金及び借入金）のみで行う事業
	定員増を伴う増築	自己資金（法人の資金、寄付金及び借入金）のみで行う事業
	定員増を伴わない改築・改修	県の補助金を受けて行う事業
養護老人ホーム及び併設される老人ショートステイ用居室	定員増を伴わない改築・改修	
ケアハウス	創設	県の補助金を受けて行う事業及び自己資金（法人の場合、寄付金及び借入金）のみで行う事業

公 告

熊本県公告第 670 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成17年9月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社マミーズ原万田店（旧三池商事株式会社サンショー原万田店）
熊本県荒尾市原万田字八反田 618 番地 3
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称
変更前 三池商事株式会社サンショー原万田店
変更後 株式会社マミーズ原万田店
- 3 変更の年月日
平成17年1月18日
- 4 変更する理由
株式譲渡による合併のため
- 5 届出年月日
平成17年7月27日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課
平成17年9月2日から平成18年1月2日まで

熊本県公告第 671 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成17年9月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルミヤストア秋津店（旧ニコニコ堂秋津店）
熊本県熊本市秋津町秋田 3446 番地 28 ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 ニコニコ堂秋津店
変更後 マルミヤストア秋津店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 ①株式会社ニコニコ堂 代表取締役 河喜多 熊男
熊本県熊本市南熊本一丁目9番27号